

1994年7月14日  
(平成6年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

農業振興地域整備計画管理業務に係るコンピュータ利用について（答申）

1994年（平成6年）6月16日付で諮問された、救急業務農業振興地域整備計画管理業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 本市では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和48年から農業振興地域の整備を図るうえでの基本となる農業振興地域整備計画を定め、5年に一度見直しを行っているが、現在これらの事務のすべては手作業により行っている。
- ・ 対象となる農業振興地域は1,794ヘクタールで、筆数は約37,000筆、また農用地区域は695ヘクタールで、農用地所有者は約6,100名、農用地の指定筆数は約11,000筆に上っており、

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

・ コンピュータ利用の必要性

本業務における事務処理は、法令等により定期的に各種統計資料の作成を求められており、さらに出動件数も相当数に上っており、これらをすべて手作業で行うことは非効率的であり、さらに適切な救急業務を行ううえでの支障となっていることからコンピュータを利用する必要性は認められる。

・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータで取扱う項目は、搬送車の氏名、住所等の基本的項目、国籍、職業をはじめ救急活動記録票の記載事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

- 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、事業主管課において単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- 安全対策

本業務の処理にあたっては、機器の使用者を限定したうえで個人ごとにパスワードを設定するほか、機器の設置場所についても充分考慮すること等を規定した、「救急業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上